夕	几	分	の	種	類	免許取消処分
夕	几	分	年	月	日	2020/2/14
	商 号 又 は 名 称 (法人の場合は法人番号)					
	什	Ž	表		者	勝浦 淑恵
	免討	午証番	号及ひ	が免許な	丰月 日	大阪府知事(6)第42021号 平成28年4月21日
	主たる事務所の所在地				在地	茨木市

## 処分等の理由

被処分者については、令和元年5月23日破産法第30条第1項の規定により破産手続開始の決定があったが、その日から30日以内に、破産管財人がその旨を大阪府知事に届け出ていない。

このことは、宅地建物取引業法(以下「法」という。)第11条第1項の規定による届出がなくて同項第3号に該当する事実が判明したときに該当し、法第66条第1項第7号に該当する。